

# 牛久市農業委員会委員 一般選挙

**告示：7月3日(日) 投票：7月10日(日)午前7時～午後6時**

7月19日の任期満了に伴う牛久市農業委員会委員一般選挙が、7月10日(日)に行われます。この選挙は、地域と農業者の信頼に応え「農業者の代表」を選出するためのもので、通常の選挙とは異なり、投票できる人が限定されています。

## ①投票できる方

本年1月に農業委員会に「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を提出された方で、次の1～3の要件を全て満たす方です。

1. 平成3年4月1日以前に生まれた方。
2. 市内に住所を有する方。
3. 10アール以上の農地の耕作を営む方と配偶者およびその同居の親族、または、農業生産法人の組合員または社員(年間おおよそ60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた方)。

## ②立候補できる方

選挙による委員の定数は7人です。この選挙に立候補できるのは①の投票できる方(選挙権を有する方)または選挙人名簿登録時において、20歳に達しなかったために、選挙人名簿に登録されなかった方で、選挙当日(7月10日)に、満20歳以上となる方など(農業委員会の証明書が必要となります)です。

## ③立候補予定者説明会

立候補を予定している方は、説明会を次のとおり行いますので、

ご参集ください。

日時 6月20日(月)午前10時～  
場所 市役所庁舎4階第6会議室  
※立候補届出書類作成担当の方  
は、必ずご出席ください。  
※立候補届け出書類を配布します。

## ◆期日前投票および不在者投票

仕事や旅行などで投票日当日、投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。期間は、告示日の翌日から投票日の前日までの毎日、午前8時30分から午後8時までです。市役所本庁舎4階の期日前投票所および不在者投票所までお越しください。

また、病院や老人ホームなどに入っている方でも、その施設が不在者投票の指定施設になっている場合は、施設内で投票することができます。お早めに施設の不在者投票担当者の方にご相談ください。

## ◆代理投票と点字投票

身体が不自由などの理由で自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆しますので、当日係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますので安心して

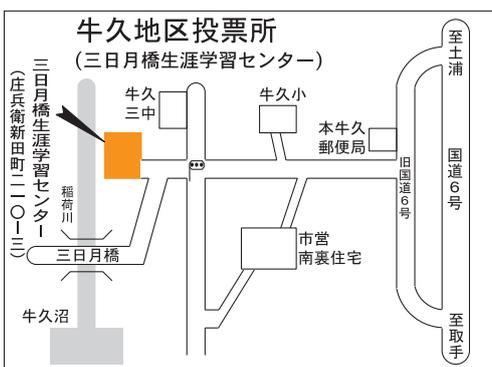
て投票してください。また、目の不自由な方は、点字により投票することができます。

## ◆投票所入場整理券

投票所入場整理券は郵送します。投票所にお越しの際は、投票所入場整理券のお名前、投票所をご確認の上、お持ちください。有権者であるにもかかわらずお手元に投票所入場整理券が届かない場合は、運転免許証など本人と確認できるものをお持ちになり、投票所で再発行を受けてから投票してください。

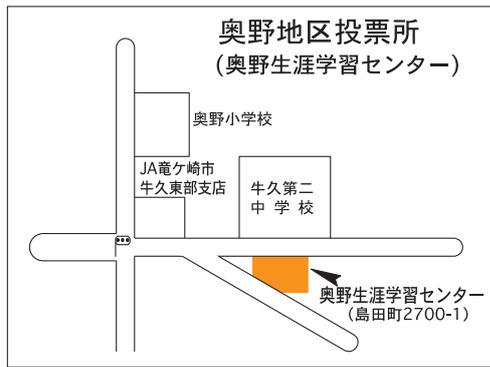
## ◆投票所

投票所は次のとおりです。

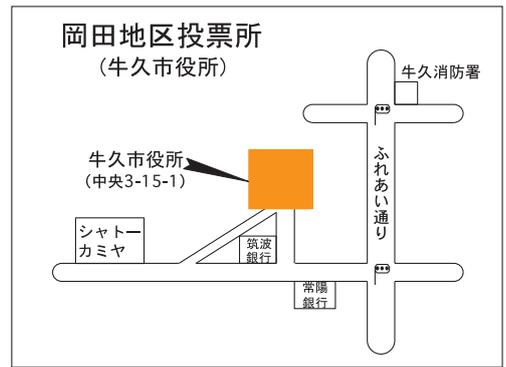


牛久地区の方…【第1投票区】三日月橋生涯学習センター(庄兵衛新田町210-3)

◆開票  
開票は、市役所第3会議室で午後7時から行う予定です。なお、会場の都合で参観者が多い場合は、入場制限をする場合がありますので予めご了承ください。



奥野地区の方…【第3投票区】奥野生涯学習センター(島田町2700-1)



岡田地区の方…【第2投票区】牛久市役所(中央3-15-1)

問い合わせ 牛久市選挙管理委員会(市総務課内) ☎内線1011、1012



酒井家(刈谷3丁目)のコスミちゃん(日本猫 / メス / 14歳)

公民館で、ずぶぬれの子猫を拾いました。早速、娘に電話。「連れて帰ってもいい?」「お母さんが責任もって、その猫より長生きするならね」、こうしてわが家の一員になったコスミ。3匹の先輩ニャンコににらまれるくらい、ヤンチャなニャンコです。※あなたとワンちゃん・ネコちゃんのエピソードを聞かせてください! (100文字程度) ※掲載希望の方は、市環境政策課(☎内線1563)か下記宛先まで、住所、氏名、電話番号に写真とエピソードを添えて郵送または、Eメール(kankyoun@city.ushiku.ibaraki.jp)でお送りください。

応募先 〒300-1292 牛久市中央3-15-1 牛久市役所環境政策課「牛久のわん・にゃんこ係」  
市環境政策課のホームページに、ペット110番(犬・ネコ保護・逸走情報)が掲載されています。  
お心当たりのある方は、市環境政策課までご連絡ください。



ドッグラン市民無料開放日 6月1日(水)、19日(日)、22日(水)

問い合わせ ツインギー・アンド・パラダイス(猪子町832-5) ☎886-6616  
※この事業は、ツインギー・アンド・パラダイスのご厚意により、無償で行っています。

利用条件

- ①飼い犬の登録および狂犬病予防注射の接種
- ②混合ワクチンの接種(接種済証明書またはコピーを持参してください)
- ③満20歳以上の飼い主の同伴
- ④施設の審査基準への合格※施設利用の初回には、施設の利用基準に従った審査(しつけ・気性)を受けていただきます。

飼い猫に首輪、名札をつけましょう!

市では、道路でひかれた動物(飼い主が不明)の死体の火葬処理をしています。昨年の火葬処理数は、272件。うち、犬9件、猫174件、タヌキ、ウサギなどのその他の動物89件です。猫の死体の中で、首輪、名札がついているものはほとんどありません。首輪と名札をつけていれば、家族に引き取られ葬られたことでしょう。市では、飼い猫などが交通事故などに巻き込まれないためにも室内飼いを勧めています。飼い主の方も、自覚を持って、自分の猫には、首輪、名札をつけましょう!